



虐待とハラスメント防止に関する方針

性的虐待およびハラスメントの申し立て報告に関する指針

2015年7月

国際ロータリー第2650地区 青少年交換委員会

虐待とハラスメント防止に関する方針

1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

第 2650 地区は、ロータリーの活動に参加するすべての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしている。全ロータリアン、その配偶者、またいかなるボランティアの人々も、接触する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待を防止して、彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2. 定義

ボランティアとは、監督者の有無に関わらず、青少年交換の活動で学生と直接の接触を持つすべての成人を指す。具体的には、学生を活動や遠出に招いて世話をしたり、学生を行事や催事まで車で送迎する可能性のあるクラブや地区の青少年交換役員、委員会委員、カウンセラー、ロータリアンまたはロータリアンではない人々、その配偶者やパートナー、ホストファミリーや受入家庭に同居するその他の成人（兄弟やその他の家族など）が含まれる。

学生とは、成年に達しているか否かを問わず、ロータリー青少年交換に関わる個人を指す。

性的虐待とは、青少年に対して間接または直接的に性的な行動を及ぼすこと、あるいは青少年が単独または同性・異性および年齢を問わず、他の人との間接または直接的な性的行動に及ぶことを強制あるいは奨励することである。これは、公然わいせつや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触を伴わない攻撃も含まれる。

性的ハラスメントとは、性的な誘いかけ、性的行為の要求、あるいは性的な性質を持つ口頭または身体的言動を指す。時に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なずけるために用いられる場合がある。

性的ハラスメントには次のような例が含まれる。

- ・ 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、青少年がいる前での個人の性生活に関する話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- ・ 性的な性質を持つ言葉による虐待
- ・ 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- ・ 性的な示唆を含む視線や口笛、衣服に付いたゴミを払い落としたり触るなどの不適切な身体的行動、卑猥な言語または身振り・手振り、および性的示唆や侮辱を含む言葉

3. 地区青少年交換プログラムの法人化と損害賠償保険

地区青少年交換プログラムの運営および活動は、特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会に属し、その包括的な指導および援助の下に行う。

特定非営利活動法人国際ロータリー日本青少年交換委員会は、東京都港区芝公園二丁目 6 番地 15 号に所在し、日本国の「特定非営利活動促進法」によって法人化されたものである。

損害賠償責任保険は、前記法人の加入する保険による。

4. ボランティアの選考と審査

第 2650 地区は、未成年と共に活動する成人のボランティア誓約書、免責事項、審査内容についてすべての記録を永久に保存する。

第 2650 地区青少年交換プログラムへの参加に関心があるすべてのボランティアは以下の要件を満たさなければならない。

- ・ 青少年ボランティア誓約書にすべて記入する。
- ・ 個人面接に応じる。
- ・ 地区が照会できる身元保証人のリストを提出する。
- ・ 学生と共に活動するための RI および地区の資格要件を満たす。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたいかなるボランティアも、ロータリーが関係する青少年活動に携わることを RI 方針は禁じている。個人が性的虐待あるいはハラスメントの申し立てを受け、結論が導き出されなかった場合には、該当する個人が将来関わる青少年の安全および被告発者の保護のため、さらなる保護措置が講じられなければならない。後に嫌疑が晴れた当人は、青少年交換プログラムへの参加への復帰を申請することができる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。
- ・ 青少年交換プログラムに関する RI と地区の指針を遵守し理解する。

ホストファミリーは上記の指針に加え、以下の選考および審査基準を満たさなければならない。

- ・ ホストファミリーは、交換学生を受け入れる適性を審査する総合的な面接に応じる。ホストファミリーは以下を実証しなければならない。
 - 学生の身の安全と 安全確保に力を入れること。
 - 学生を受け入れる動機がロータリーの理念である国際親善および異文化交流と一致していること。
 - 学生に十分な宿泊設備（部屋と食事）を提供できる財力があること。
 - 学生の福利を保証するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力があること。
- ・ ホストファミリーは申請書を記入しなければならない
- ・ 事前通知をした場合と抜き打ちの場合、また受入れ前と受入れ中に各ホストファミリーの家庭訪問を実施しなければならない。家庭訪問は、繰り返し受け入れを行う家庭を含め、毎年実施しなければならない。
- ・ ホストファミリーの家に同居するすべての成人は選考と審査基準を満たさなければならない。これはホストファミリーの成人の子供、常時または一時的に家庭に居住する他の親族も含む。

カウンセラーはボランティアのすべての基準を満たす他、以下の項目を満たす必要がある。

- ・ カウンセラーは、学生のホストファミリーの一員であってはならない。
- ・ カウンセラーは、肉体的、性的、精神的虐待やハラスメントの場合を含め、交換中に起こりうるいかなる問題や懸念事項にも対処できるよう訓練を受けていなければならない。

その他の推奨事項： 必須要件ではないが、地区は、特定の学生に関与するボランティアの親しい友人や親戚をカウンセラーとして選出するのを避けるべきである（クラブ会員かつホストファミリーである学校の校長など）。

5. 学生の選考と審査

第 2650 地区青少年交換プログラムへの参加に興味のあるすべての学生は以下の要件を満たさなければならない。

- ・ 申請書に記入し、プログラムへの参加適性を審査する面接に応じる。
- ・ 地区のすべてのオリエンテーションや研修セッションに出席し、参加する。

第 2650 地区の青少年交換プログラムへの参加に関心のある学生の両親または保護者はすべて、学生のプログラムへの参加適正を測るため、面接に応じなければならない。

6. 研 修

第 2650 地区はすべての青少年交換プログラム参加者に虐待とハラスメントを予防するための研修を提供する。地区青少年交換委員会又は地区危機管理委員会が研修セッションを実施する。

具体的に、第 2650 地区は以下を行う。

- ・ 地区特定の指針、地元の慣習や文化に関する情報および法的な要件を組み入れ、「虐待とハラスメント防止に関する研修の手引き」を採択する。
- ・ 参加者を特定した上での研修日程、それぞれのボランティア任務に必要とされる研修の頻度、および使用される研修手法を決める。
- ・ 以下の青少年交換プログラム参加者に対する特別の研修セッションを実施する。
 - 地区ガバナー
 - 地区青少年交換委員会委員
 - クラブ青少年交換委員会委員
 - カウンセラー
 - 地元のツアーや地区行事など、青少年交換活動に従事するロータリアンやロータリアン以外の人々
 - ホストファミリー
 - 学生（派遣学生と受入学生）
 - 学生の親や法的保護者
- ・ すべての参加者が必須研修を受けるための指針を確立する。
- ・ 指針を確実に遵守するため、記録をつける。

7. 申し立ての報告に関する指針

第 2650 地区は、青少年交換学生の安全と健全な生活を守るよう努め、いかなる虐待やハラスメントも容認してはならない。虐待やハラスメントに関するすべての申し立ては慎重に取り扱われ、「性的虐待およびハラスメントの申し立て報告に関する指針」に基づいて対処されなければならない。

8. 対応および審査の指針

第 2650 地区は、虐待やハラスメントに関する申し立てを慎重に扱い、各申し立てに対して徹底

的な調査を行うことを確認する。地区は、警察機関、児童保護局、法的調査機関すべてに協力するものとし、独自に審査を行う際はその他の調査を妨げることをしないようにする。

9. 第 2650 地区のその他の責務

- ・ 警察機関が調査を行わない犯罪に当たらない行為や過去の事件についての報告、調査、取り扱いの手続を確立する。
- ・ 青少年交換受入学生すべてが、次の範囲の保険に加入するよう推奨する：
RIJYEC 保険プラン（ロータリー章典 41.060.10 に準拠）
- ・ 地区内で提供されている支援サービスの一覧（レイプ被害者ホットライン、自殺防止ホットライン、未成年へのアルコールと麻薬に関する意識向上プログラム、関連の法執行機関、地域社会の支援サービス、民間の支援サービス等）を学生に提供する。
- ・ 青少年交換に参加するすべての学生について学生情報依頼用紙を記入し、交換を始める 1 カ月前までに RI へ提出する。
- ・ 青少年交換学生に、緊急時 24 時間対応の電話番号を提供する。
- ・ 青少年交換のウェブサイトに関する RI 指針に従う。
- ・ 性的虐待やハラスメントについては、被害者とされる人のために独自に弁護士、療法士またはカウンセラーを任命する。
- ・ 犯罪に関する申し立てはすべて 72 時間以内に RI へ報告を行う。
- ・ 青少年交換学生が関与するすべての深刻な事態（事故、犯罪、早期帰国、死亡）についても 72 時間以内に RI へ報告を行う。
- ・ この方針とそれに準ずる手続を定期的に評価し見直す。

その他の推奨事項： 必須事項ではないが、地区は以下を実施するよう検討すべきである。

- ・ 記録ファイル・方針・申し立てを毎年、評価し見直すための地区審査委員会を任命する。
- ・ 地区青少年保護役員を任命する。
- ・ 現在の受入状況、精神面、懸念事項、意見、提案などの情報について、地区の派遣学生と受入学生から毎月報告書を提出してもらい、青少年交換地区委員長が学生からの報告書を読み、必要に応じて学生を支援する。
- ・ 常時の地区「ホットライン」として携帯電話の指定を検討する。地区のロータリアンを連絡担当者として指定して待機させ、交換期間中は 24 時間電話を持ち歩くようにする。

10. クラブの遵守事項

第 2650 地区は、地区内の参加クラブすべてが、虐待とハラスメント防止に関する RI 指針を遵守するよう監督し、確認する。地区から認定を受けることを希望するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

- ・ 青少年交換プログラムを推進および支援するためにクラブが作成した推進資料やパンフレット・申請書式・方針・ウェブサイトのリンクなどのすべての資料

- ・ 地元での支援サービス一覧（レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン・未成年へのアルコールと麻薬に関する意識向上プログラム・関連の法執行機関・地域社会の支援サービス・民間の支援サービス等）
- ・ 虐待やハラスメント防止に関するクラブの研修プログラム資料

11. 参加クラブは以下を実行することに同意しなければならない。

- ・ クラブが第 2650 地区と RI の方針を遵守して青少年交換プログラムを運営する旨を明記した、署名入りの表明文を作成し提出する。
- ・ 監督のない場面で直接青少年と接触を持つことになる、ホストファミリーに同居している人、カウンセラー、クラブ委員長、すべてのロータリアンとその配偶者やパートナーなど（ただしこれらの人々に限らない）、プログラムに関与するすべてのボランティアについて、地区が調査を実施しない場合、代わりにボランティア誓約書と経歴照会を行う。すべてのボランティアは、「青少年ボランティア誓約書」に記入し署名しなければならない。
- ・ 事前通知をした場合と抜き打ちの場合、また受け入れ前と受け入れ中に行う家庭訪問と面接を含め、ホストファミリーの総合的な選考と審査の手続を確立する。
- ・ 学生とホストファミリー両者から事後評価をもらう。
- ・ 「性的虐待とハラスメントに関する申し立て報告に関する指針」に従う。
- ・ 第 2650 地区青少年交換プログラムの管理外で学生を直接派遣することを禁止する（裏口交換と呼ばれるもの）。
- ・ 学生を移動させる際の基準を確立し、一時的に滞在する予備の宿泊施設をあらかじめ設けておくなど、学生をホストファミリーから引き離す際の手順を設ける。
- ・ あらかじめ審査を受けた、緊急用の家庭を含め、臨時受入れ態勢を整えておく。
- ・ すべての学生の受入れは任意であることを確認する。派遣学生の両親やクラブの会員に、学生のホストファミリーとなることを義務付けてはならない。
- ・ 長期の交換学生は複数のホストファミリーを持つよう確認する。
- ・ 歯科医、医者、礼拝所、カウンセラー、自殺防止や性犯罪緊急用ホットライン等の情報を含む、地元の総合的なサービス一覧を学生に提供する。
- ・ 学生を担当する受入側カウンセラーは学生のホストファミリーのメンバーではないことを確認する。
- ・ 受入側カウンセラーは肉体的、性的、精神的虐待やハラスメントの場合を含め、交換中に起こりうるいかなる問題や懸念事項にも対処できるよう訓練を受けていなければならない。
- ・ ホストファミリー、派遣学生、受入学生、およびその両親や法的保護者には、性的虐待とハラスメント防止に関する研修を提供し、研修への参加を義務付ける。
- ・ 学生のいかなる懸念や問題について学生を支援する少なくとも 3 名の支援者の氏名と連絡先を提供する。その支援者は、男性と女性の両方が含まれ、両者は互いに無関係の個人で、またホストファミリー やクラブカウンセラーと親しい関係にはないこと。
- ・ 青少年交換のウェブ、サイト について RI 指針に従う。

- ・ 青少年交換学生が関与するすべての深刻な事態（事故・犯罪・早期帰国・死亡）について直ちに地区へ報告する。
- ・ すべての申請者、申請者の両親または法的保護者と面接を行う。

その他の推奨事項： 必須事項ではないが、地区は以下を実施するよう検討すべきである。

- ・ クラブ青少年保護役員を任命する。
- ・ 長期交換では、3軒のホストファミリーに滞在させる。
- ・ クラブは審査および承認を受けるにあたり、すべての情報の提出を義務付けられるよう、クラブ再認定の仕組みを確立する。
- ・ 経歴照会が終了し、監督なしで学生と接することが許可されるまで、ボランティアが学生に接触することを禁止する。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしている。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアの人々は、ロータリーを通じて関わる児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待を防止して、彼らの身の安全を守るために最善を尽くす責任がある。

性的虐待およびハラスメントの申し立て報告に関する指針

国際ロータリーは、青少年交換プログラムの参加者すべての安全と健全な生活を守るよう努め、いかなる虐待やハラスメントも容認しない。虐待またはハラスメントのあらゆる申し立ては、深刻に受け止められ、以下の指針に沿って対処されなければならない。青少年の安全と健康が、常に私たちの第一の優先事項となるべきである。

1. 定義

性的虐待とは、青少年に対して間接または直接に性的な行動を及ぼすこと、あるいは青少年が単独で、または同性・異性および年齢を問わず、他の人との間接または直接的な性的行動に及ぶことを強制あるいは促すことである。これは、公然わいせつや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触を伴わない攻撃も含まれる。

性的ハラスメントとは、性的な誘いかけ、性的行為の要求、あるいは性的な性質を持つ口頭または身体的言動を指す。時に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なずけるために用いられる場合がある。

性的ハラスメントには次のような例が含まれる。

- ・ 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、若い人々がいる前での個人の性生活に関する話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- ・ 性的な性質を持つ言葉による虐待
- ・ 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- ・ 性的な示唆を含む目線や口笛、衣服に付いたゴミを払い落としたり触るなどの不適切な身体的行動、卑猥な言語または身振り・手振り、および性的示唆や侮辱を含む言葉

2. 虐待やハラスメントであるかどうかの判断は誰が行うべきか。

申し立てを受けた際、疑惑のある行為が性的虐待や性的ハラスメントにあたるかどうかを大人たちで判断すべきではない。むしろ、まず学生の身の安全を確保した上、すべての申し立てを直ちに適切な児童保護局や警察へ報告すべきである。国によっては、このような報告が法律によって義務づけられている。

3. 申し立ての報告に関する指針

ロータリー青少年交換プログラム参加者から性的虐待やハラスメントの申し立て報告を受けた成人は、報告に関する以下の指針に従わなければならない。

3-1. 報告を受ける。

- a. 注意深く耳を傾け冷静に対応する。虐待やハラスメントを報告することは大変勇気ある行為であることを認める。青少年を励まし、ショックや恐れ・不信感を表さない。
- b. プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える。事態に歯止めをかけ、他の人々にも同様の事が起こらないようにするため、虐待やハラスメントについて誰か

に伝える必要があることを説明する。

- c. 事実を収集するが、尋問のように問いただすことはしない。いつ、誰が、どこで、何を、どのように行ったか、という事実を明確にするための質問をする。あなたに事実を伝えるのは正しいことであるとその青少年に伝える。青少年の動機を問題視し、報告を妨げるような「なぜ」といった質問を避ける。あなたの責務は、報告された話を適切な当局へ伝えることであることを銘記する。
- d. 中立的な立場を保ち、かつ安心感を与える。起こったいかなる事柄や関係したいいかなる人物についても、批判を避ける。青少年を責めたり批判しないことは、特に重要である。事態の責任はその青少年にはないこと、そして、あなたにこの件を伝えたのは勇気があり、成熟した行動であることを強調し安心させる。
- e. 申し立てを記録する。報告を受けた後、できる限り早く日付と時間を含めて会話の内容を文書化する。青少年自身の言葉を用い、報告されたことのみを記録するよう心がける。

3-2. 青少年を保護する。

直ちにその状況から青少年を退避させ、疑いのある虐待者やハラスメントを行った人物とのあらゆる接触を防ぐことで、青少年交換プログラム参加者の身の安全と健康を確保する。またその措置は、青少年の安全を確保するために行われたことであり、処罰ではないことを伝えて安心させる。

3-3. 申し立てを危機管理委員会及び適切な機関（児童保護局または警察）に報告する。

学生から申し立てを受けた者は、学生の安全と健康が確保されたことを確認した後直ちに、適切な調査と対処のために、直接あるいはクラブを通じて第三者を含んで構成された危機管理委員会に報告する。申し立てられた言動について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合はこれに従う。

第 2650 地区を管轄する警察は、地区所在地の都道府県警察本部と所轄の各警察署である。

多くの場合、ロータリーでまず最初に連絡を受けるロータリアンはクラブカウンセラーで、適切な機関に助言を求めたり、連絡を取り合う任務を担う。申し立てがこのロータリアンに関係する場合、地区青少年交換委員長または地区ガバナーがロータリーで最初の連絡先となるべきである。

第 2650 地区は警察または法的調査機関に協力する。

第 2650 地区は性的虐待と性的ハラスメントについて自治体、市町村、都道府県および国の法律を調べ、プログラムに参加する成人のボランティアが認識すべき法的義務事項（児童虐待防止法その他の法令）を周知させる。

3-4. 噂話や非難を避ける。

指針により要請されている人以外には報告について話さない。調査の間は、被害者と被告発者の両者の権利を守るべく細心の注意を払う。

第 2650 地区は、本指針及び地区危機管理規定等の手続を踏むことによって、被疑者のプライバシー（ただし極秘とは異なる）を保護する。

3-5. 申し立てられた当人に対して挑発的な態度をとらない。

申し立ての被疑者に連絡をとらないこと。虐待の場合、調査はすべて法執行機関により行われな

なければならない。犯罪にあたらぬハラスメントの場合、地区ガバナーがその後の事態解決のための措置に責任を持ち、青少年が安全な環境へ移された後に被疑者に連絡することとする。地区ガバナーはこの任務を地区危機管理委員会へ委任することもできる。

4. 事態解決のための措置手続

地区青少年交換委員長は、虐待の申し立てが報告された後、直ちに以下の手順を踏まなければならない。

1. 青少年交換プログラム参加者がその状況から即刻引き離され、申し立てられた虐待者やハラスメント行為者とのあらゆる接触から遠ざけられていることを確認する。
2. 警察による調査が行われない場合には、地区青少年保護役員か地区危機管理委員会が、申し立ての調査を独自に手配すべきである。
3. 学生に対する支援が即刻与えられていることを確認する。
4. 青少年の立場を代表するため、独立したロータリアン以外のカウンセラーを提供する。社会福祉課または警察に、ロータリアンではなく、青少年交換プログラムに全く関わりのない人を推薦してもらう。
5. 学生の両親または法的な保護者に連絡を取る。
学生が母国から離れている場合、留学国に引き続き滞在するか、帰国するかは学生とその両親が決定すべきである。学生が留学国にとどまる際は、学生の両親か法的保護者からの書面による承認が必要となる。学生と両親が帰国を選んだ場合、旅行の手配を行う前に、警察に相談をする。調査が継続中の場合、警察は学生が出国することを認めない場合がある。
6. 調査が行われている間は、申し立てられた虐待者あるいはハラスメント行為者を、ロータリー・プログラムや活動における青少年参加者とのあらゆる接触および連絡から遠ざける。
7. 警察あるいは法的調査機関による調査に協力する。
8. 地区ガバナーに申し立てについて知らせる。地区ガバナー、地区青少年保護役員、または地区青少年交換委員長のいずれかが、申し立てを72時間以内にRIへ通知することが義務付けられており、実際にとられた対応の報告と調査の状況についても追って連絡するものとする。
9. 当局が調査を終えた後、地区は問題が対処されたことを確認しなければならない。具体的には、第2650地区は、性的虐待およびハラスメントの申し立てに対し独自の徹底した調査を行うものとする。

5. 申し立て報告後の検討事項

青少年交換プログラム参加者のニーズに応じる。

第2650地区は、申し立て報告の後、青少年を支援すべく結成され管理されたチームを選出する。青少年交換プログラム参加者は恥じらいを感じ、精神的に混乱することが予想され、引きこもりがちになることもある。

ハラスメントや虐待の報告があった後、学生は引き続き交換に参加することについて複雑な心境となる。学生が滞在することを選択しても、受入れロータリークラブとの関係を保つこ

とを希望したり、または控えたいと思う場合がある。学生は留学国に残ることを望むかもしれないが、異なる受入れクラブに変更することを希望する場合もある。

クラブ会員やホストファミリーが学生の心境を把握するのは難しいこともあるが、クラブが安心感や信頼を与え続けてくれると知るだけで、学生は心強く感じるものである。クラブ会員やホストファミリーは、自分たちの役割があいまいで、すべきこととそうでないことの境界線が不明確に感じるかもしれないが、常に、自分たちは学生を支援しているのだということを学生に伝え、安心させるために必要とあれば何でもすべきである。

5-1. クラブ内で問題に取り組む。

虐待やハラスメントの申し立てに対処する際、最も重要な懸念事項は、青少年の身の安全である。クラブ会員は、憶測したり、警察あるいは犯罪捜査の妨げとなり得るような個人的見解を表明すべきではない。ロータリアンは調査に介入してはならない。申し立てられた被疑者を支持するコメントを行うことは、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」およびロータリーの理念に反するものである。申し立てられた虐待行為者に対する所見は、申し立てられた虐待行為者による、ロータリアンまたはクラブに対する中傷または名誉棄損の訴えにつながる恐れがある。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしている。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアの人々は、ロータリーを通じて関わる児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待を防止して、彼らの身の安全を守るために最善を尽くす責任がある。